

船体監視システム規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 99 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 規則 第 99 号
船体監視システム規則の一部を改正する規則

「船体監視システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

-2.(2)を次のように改める。

-2. 維持検査は、次の時期に行う。

- (1) 年次検査は、**鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)**に規定する時期に行う。
- (2) 前**(1)**にかかわらず、臨時検査にあつては、年次検査の時期以外であつて、次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると、本会が認める通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。
 - (a) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新替するとき
 - (b) 設備の改造又は変更を行うとき
 - (c) その他、本会が検査を行う必要があると判断したとき
- (3) 不定期検査は、登録を受けたシステムが、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であつて、本会が検査によりシステムの現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.2 を次のように改める。

2.3.2 臨時検査

臨時検査では、**2.1.2-2.(2)**の場合に応じ、必要な事項について検査又は試験或いは調査を行い、船体監視システムが本規則に適合する状態にあることを確認する。検査の実施にあつては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると、本会が認める通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。